

職員募集

調理、売店、外販スタッフ（6時間パート）

【資格】経験不問、要普免、厨房等での調理経験者歓迎
【勤務】8:00～15:00(休憩1時間)、月～金、第2・4土曜日(週5日)
【勤務地】ワークハウスみやま(高崎市金古町)
高崎市中川長寿センター(高崎市井野町)
【時給】880円～(3ヶ月の試用期間中は850円)
【待遇】通勤手当あり、賞与あり、有給休暇あり、雇用保険各種あり

グループホーム世話人（パート）

【資格】経験不問、要普免
【勤務】朝7:00～10:00、夕15:00～19:00(勤務時間用相談)
マーテーションにより月15日程度、土日、祝日勤務有り
【勤務地】吉岡町5カ所、高崎市菅谷町1カ所
【時給】930円～(3ヶ月の試用期間中は880円)
【待遇】通勤手当あり、賞与あり、有給休暇あり、雇用保険各種あり

ご応募お待ちしています！

お問合せは下記へお電話ください。

グループホーム入居者募集

ハーモニーやまなみ 2号・5号に空室あり
入居を希望される方は下記までお問合せ下さい。
見学、相談、随時受け付けています。
2号、5号は共に男性専用です。

レクリエーションのご案内

絵画教室

11月の絵画教室はお休みです。



法人からのご案内

新年度(令和元年)度賛助会員募集中！

「山脈」の設立趣旨に賛同し、私達の活動を応援してくれる方を募集します。一口2,000円で何口でもかまいません。昨年に引き続き、皆様の温かいご理解とご支援を宜しくお願い致します。

賛助会員 年会費 2,000円(一口)

発行 特定非営利活動法人 山脈 理事長 笹澤 繁男

住 所：群馬県北群馬郡吉岡町大字南下983-2(みやま工房内)

電 話：0279-54-2947 FAX：0279-54-9171

E-mail：rep@npo-yamanami.jp

URL：<http://www.npo-yamanami.jp/>

運 営 就労継続支援B型事業所「みやま工房」

就労継続支援B型事業所「麦のゆめ」

主たる事業所「麦のゆめ」 従たる事業所「工房はるな」

多機能型事業所(就労継続支援A型・B型)「キッチンハウスみやま」

多機能型事業所(生活訓練・就労移行支援)「ワークハウスみやま」

グループホーム「ハーモニーやまなみ」1号・2号・3号・4号・5号・6号

(文責：笹澤賢一)

NPO 法人 山脈ニュース

2019年
11月号

11月15日(金)、「星に語りて～Starry Sky～」、高崎で上映！

きょうされん40周年記念映画「星に語りて～Starry Sky～」が高崎市のたまごホール(高崎市総合福祉センター)にて、午後の部(14:00～)、夜の部(18:30～)の計2回、上映されます。

この映画は、きょうされんの群馬県支部の立ち上げを来春に予定している「きょうされん群馬県事業者連絡会」が、昨年11月20日(土)に前橋市で上映した日本の精神科医療の先駆者である吳秀三の「精神病者私宅監置ノ実況及ビ其統計的観察」の刊行100周年を記念して作られた「夜明け前 吳秀三と無名の精神障害者の100年」に続き、きょうされん40周年記念映画全国上映運動の一環として上映します。

映画の内容は、未だに私達の心の奥に傷跡として深く刻まれている2011年3月11日午後2時46分18秒、宮城県の牡鹿半島沖で発生したマグニチュード9.0という我が国の観測史上最大の地震、東日本大震災の際に過酷な状況に置かれた障がいの方々や支援者の活動を、当時を知る証言者への取材に基づき、劇映画化されたものです。また、劇中にはプロの俳優とともに、演技の素人の障がい者4人が出演し熱演しています。

過日、10月12日から13日にかけて、台風19号が東海、関東、東北へと縦断し猛威を振るい、多数の河川の決壊など甚大な被害を与え、多くの方々が被災されたことは記憶に新しいと思います。地震に限らず、地球温暖化の影響でこれまでの想定を超える自然災害が毎年のように発生します。災害発生時、障がいの方々は、様々な面で困難な状況に陥ります。私達は、群馬県に於いてこの映画の上映運動を行うことで、多くの方々に被災した障がいの方々が直面する現実を知ってもらい、未来的防災の備えにも役立て欲しいと思います。

また、当日は、午後の部、夜の部ともに上映後に映画を製作された松本勲監督によるトークショーがあり、映画作りに寄せた想いなどを語って頂けます。まだ、チケットは夜の部を主に余裕がございます。

是非、多くの方にこの映画を鑑賞して頂きたいと思います。

■上映日 令和元年11月15日(金)

午後の部 開場13時30分 開演14時00分

夜の部 開場18時00分 開演18時30分

■会場 高崎市総合福祉センター たまごホール

群馬県高崎市末広町115-1 Tel027-370-8822

■チケット 1000円 (要事前予約。当日、受付にて代金とチケット引換え。)

※観覧を希望される方は、下記までお問合せ下さい。

■定員 午後の部(300人)、夜の部(300人)

※定員になり次第、販売終了

～チケットのお問い合わせ～

きょうされん群馬県事業者連絡会

センター事業所 特定非営利活動法人山脈 Tel0279-54-2947



きょうされんの「2021年度の報酬改定に対する緊急署名運動」、全国展開中！

2018年度の報酬改定では、就労支援系のサービスや放課後等デイサービスの多くが報酬の大幅な減収となり、各地の障害のある人たちと家族、支援者に多大な影響をもたらしました。きょうされんが行った「2018年度報酬改定の影響調査」でも、全国にある就労継続支援B型のおよそ1割の回答があり、大幅な減収の実態や切実な声が寄せられたそうです。群馬県でも過日の自立支援協議会にて、当法人の理事長が昨年の大幅な報酬改定の影響について質問したところ、群馬県内では、報酬改定が行われた昨年の4月以降、特に就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の就労系事業所に於いて、休止が9事業所、廃止が22事業所あったと報告されました。そして、その多くが報酬改定により安定した事業運営が困難になったためという理由でした。

そうした中、国は、2021年度の報酬改定に向け、46もの調査を行い報酬改定の検討を進めており、次期報酬改定の減額見直しに生活介護や送迎加算がターゲットになりそうです。群馬県は公共交通機関が少なくマイカーを中心とした車社会です。多くの障がい者の方が、福祉サービス事業所の送迎サービスを利用しています。送迎加算がなくなれば、障がいの方の通所にかかる大切な足となっている送迎サービスの継続は困難になります。これは、障がいの方にとっても、福祉サービスの事業者にとっても絶対に阻止しなければなりません。

きょうされんでは、2021年度の報酬改定について、次頁に記した8つの要望事項を掲げ、報酬の削減・抑制の厚生労働省案が示される前に、緊急署名運動を全国で展開し、多くの当事者団体、関係団体、支援団体の声を集め、厚生労働省に緊急要望書を提出し、改悪を阻止する抗議行動を行います。

減額見直し等の改悪は、みんなで声を上げなければ止められない！

2017年11月、厚生労働省は突如、2018年度の報酬改定における食事提供体制加算廃止を打ち出しました。それに対し、きょうされんはいち早く緊急アクションを起こし、わずか1カ月で全国から1270団体から緊急要望書を集めました。その結果、食事提供加算について経過措置をそのまま継続することを勝ち取りました。

2021年度の報酬改定についても、減額見直しなどの改悪が予想されます。きょうされんでは、下記の要領にて緊急署名運動を全国で展開します。是非、皆さんのがんばりをひとつにし、報酬の改悪を阻止しましょう！

きょうされん 2021年度の報酬改定に対する緊急要望署名運動

1. 提出期日 11月29日（金）

署名運動の成果を12月にかけて開催される見込みの臨時国会の会期中に、厚生労働省に要望書として提出します。また、同時に厚生労働関係の国会議員へのロビー活動を展開します。

2. 提出先 きょうされん全国事務所にて、メール、FAX、郵送で受け付けます。

E-mail : zenkoku@kyosaren.or.jp FAX : 03-5385-2299

郵送 : 〒164-0011 東京都中野区中央5-41-18 東京都生協連会館4階

3. 目標 全国で3000団体の集約を目指しています。

4. 対象 緊急要望書に賛同頂ける団体・組織であれば、法人格の有無は問いません。

(例) きょうされんの加盟・未加盟の施設、施設の職員労働組合、施設の利用者自治会、施設の利用者家族会、障害者当事者団体、法人・事業所団体、家族会・親の会、各障害者団体、特別支援学校PTA、支援学校教職員組合、etc

【緊急要望署名運動に関するお問合せ先】

きょうされん群馬県事業者連絡会 センター事業所 特定非営利活動法人山脈

Tel : 0279-54-2947 FAX : 0279-54-9171

きょうされんが掲げる「2021年度の報酬改定に対する緊急要望」

●日中活動・就労支援について

- 生活介護事業における社会参加や作業活動の保障を引き続き評価し、現在の報酬水準を引き上げて下さい。
- 就労継続支援事業B型の報酬は、障害の重い人達への支援を困難にした平均工賃による報酬基準を廃止し、定額基準としその水準を引き上げて下さい。
- 就労継続支援A型の報酬は、平均労働時間を基準とする仕組みを廃止し、定額基準として下さい。
- 就労移行支援事業の報酬は、前年度6ヵ月の就労定着を評価する実績主義を廃止し、定額基準として下さい。

●送迎と食事提供の体制支援について

- 自力通所が困難な障害のある人の通所保障や、公共交通機関の不足している地方の通所保障のために、送迎加算を恒久化して下さい。
- 障害のある人達の継続的な栄養摂取や負担軽減のために、食事提供体制加算を恒久化して下さい。

●居住支援について

- グループホームの夜間支援を充実させるとともに、日中の支援が対応できるように基本報酬基準を引き上げて下さい。
- 2021年3月まで経過措置が延長された介護サービス包括型におけるホームヘルパー利用を恒久化して下さい。
- 施設入所支援事業(夜間支援)の基本報酬を引き上げ、夜間の支援体制を改善して下さい。

●相談支援について

- 地域で暮らす障害のある人の様々な相談をワンストップで受け止めている基幹相談支援、委託相談支援事業を市町村事業とせずに国の責任で行って下さい。
- 計画相談支援の報酬水準を引き上げ、充分な人員を確保できるようにして下さい。

●訪問支援について

- 重度訪問介護事業の対象の拡大等、支援の質量の拡充のために報酬基準を引き上げるとともに、通学・通勤・就学・就業時に利用を可能にして下さい。
- 24時間の生活保障を念頭にした居宅支援・介護保険制度に拡充して下さい。

○介護保険対象者が障害福祉の重度訪問介護、行動援護などを利用する際の国庫補助基準減額の仕組みを廃止して下さい。

○居宅介護の業務内容に、家事援助を正当に位置づけ、現行の低い報酬単価を見直し、充実して下さい。

●児童支援について

- 放課後等デイサービスの利用児童に対する「指標判定」とそれに伴う報酬区分を廃止するとともに、障害のある子どもを主体に、その発達と生活を安定して支えている支援事業所が正当に評価される制度にして下さい。

●地域活動支援や移動について

- 地域活動支援センターへの国庫補助金を引きあげるとともに、市町村の責任をもっと明確にして下さい。
- 移動支援における市町村の大幅な格差をなくし、全国どこに住んでいても同等の支援が得られるよう自立支援給付に位置付けるとともに、通学通勤でも利用できるようにして下さい。

●福祉・介護職員等の賃金改善について

- 2019年の10月実施の福祉・介護職員等特定処遇改善加算は、経験年数と資格取得によって賃金改善額に格差を設けることが決められていますが、これは職場に混乱と分断を招くとともに、若年の支援者の確保につながりません。障害福祉現場の意見を十分に聴取するとともに、これらを踏まえ、福祉・介護職員等が安心して働き続けられる新たな仕組みを構築して下さい。